

「保健所政令市移行に向けて整備する条例等の考え方（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成28年7月1日（金） ～ 平成28年8月3日（水）

2 意見の件数 24件

3 意見提出者数 8人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	8人	0人

5 内容別の意見件数

分類	項 目	件数
1	全体に関する意見	5件
2	本パブリックコメントの対象とした条例等（素案）に関する意見	4件
3	その他の個別条例等に関する意見	1件
4	保健所政令市に移行する意義等に関する意見	5件
5	保健所政令市の業務等に関する意見	3件
6	保健所政令市移行に伴う運営体制に関する意見	2件
7	施設の活用等に関する意見	1件
8	パブリックコメントに関する意見	2件
9	その他の意見	1件
	合 計	24件

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉課保健所準備担当
0467-82-1111（内線 3261-2）
e-mail:hokenfukushi@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 1. 全体に関する意見 (5件)

(ご意見1)

全国的に通用する内容としたいと考えていただきたいと思います。これは、市民が他の都道府県に移動しても戸惑わないような内容とすることを望みます。

(市の考え方)

保健所の運営を行うためには、法令等の定めるところにより、必要な条例・規則・要綱・告示等(以下「条例等」という。)を整備する必要があり、これらの条例等につきましては、保健所を設置する各自治体が、法令等が認める範囲内において、それぞれの地域の実情等を考慮し、制定しております。

そのため、各自治体間において基準等が異なる場合もありますので、ご意見のように茅ヶ崎市民が他の都道府県等に移動した際に全く戸惑うことがないようにすることは難しい面もありますが、本市では原則として現在の神奈川県内の基準等を参考に市保健所の運営に必要な条例等における基準等を定めることにより、行政の継続性を維持するとともに、市民生活や事業活動への影響を最小限とし、スムーズな業務の移管を目指してまいりたいと考えております。

(ご意見2)

考え方のポイントは前文?必ず箇条書きにすること。従来と何が変わるのかを箇条書きに。従来を全面否定することなく、改善(変更であっても)評価すること。

(ご意見3)

今回整備する条例等の考え方(素案)は、保健衛生関係が主なように思えますが、それならばそのことをもっと明示した方が分かりやすいのではないのでしょうか。

(ご意見4)

素案の条例の市の考え方は理由等の説明がなく結論のみ記入のように思える。もう少し説明が必要ではと思う。

(ご意見5)

県条例・・・・基準等には妥当性があると判断しましたと記入があります。であるならもっと分かりやすい考え方を含めて資料ができなかったのでしょうか。

(市の考え方)

このたびのパブリックコメントでは、保健所政令市移行に向けて整備する条例等のうち、公衆衛生を確保するための基準等を定める18の条例等の素案について、一括してご意見の募集を行いました。

そのため、まず「保健所政令市移行に向けて整備する条例等の考え方(素案)」1頁「保健所政令市移行に向けて整備する条例等(素案)に係る基本的な考え方について」の「2 本市の基本的な考え方について」におきまして、①神奈川県基準等を原則として継承することにより、行政の継続性を維持するとともに、市民生活や事業活動への影響を最小限とし、スムーズな業務の移管を目指すこと、②現在の神奈川県基準等と異なるものを設けたり、事務手続きの手法を整理する予定のものにつきましては、個々にその考え方を明らかにするという二つの基本的な考え方を文章でお示しいたしました。

各条例等(素案)の考え方につきましては、6頁以降に掲載しております。統一した書式を用いて神奈川県と異なる基準等を設ける予定のもののみについて本市の考え方を述べることであり、神奈川県と同様の基準等を設けるものにつきましては「神奈川県と異なる基準等を設けるものではありません。」と記載をいたしました。

なお、各条例等(素案)の考え方の読み方を理解しやすいよう、5頁におきまして、サンプルを用いて資料の読み方を説明しております。

■ 2. 本パブリックコメントの対象とした条例等(素案)に関する意見(4件)

(ご意見6)

特段の異論はなく、妥当な考え方と思います。

(市の考え方)

保健所政令市への移行後も、社会情勢の変化には柔軟かつ機動的に対応してまいります。

(ご意見7)

条例を設け、感染症予防においては各医療機関と連携を密にし、感染を最小限に防ぎ感染者に対して入院勧告又は入院措置を行い、その場合の自己負担額の設定基準を規定しなければならないと思います。

(市の考え方)

感染症の予防につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき事務を実施し、感染症に関する知識の普及を図り、早期発見、適切な医療の提供、まん延防止が図れる体制を整備するため、市民、医療機関従事者、学校関係者等を対象とした感染症の予防とまん延防止の講演会等による啓発活動を積極

的に実施するとともに関係医療機関との連携も進めてまいります。

また、感染症の患者に対し、入院の勧告又は入院の措置を実施した場合における自己負担額の算出基準につきましては、「保健所政令市移行に向けて整備する条例等の考え方（素案）」8頁の「3.（仮称）感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律施行細則（素案）の考え方」に記載いたしましたとおり、本市では「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生労働事務次官通知）における基準を参酌し、神奈川県と同様の自己負担額の算出基準を規則で定める予定です。

（ご意見8）

食品衛生においては、市民が食中毒や食による病気にかからない様に対策及び処置をし、もし発生した場合には広く感染しない様、早急に対応及び処置をしなくてはならないと思います。そのためには、営業報告書を市長に提出すること・給食施設報告書を市長に提出すること等茅ヶ崎市が条例等で定める予定の基準等を定め、それを実施する事が大切だと思います。

（市の考え方）

保健所政令市移行に向けて本市が整備する（仮称）食品衛生法施行条例（21頁）等のほか、食品衛生法をはじめとする国の法令等及び神奈川県の食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例等に基づき、食品等事業者への正しい知識の普及啓発や監視指導を計画的に実施することにより、所管区域内で食中毒が発生しないよう努めてまいります。また、地域住民の食に起因する健康被害を防ぐため、講習会やホームページなどを通じ、正しい食品衛生知識の普及・啓発を図ってまいります。

（ご意見9）

様式、書式及び記入要領等についてもわかりやすい内容とすることを望みます。

（市の考え方）

市保健所で申請等を行う際に使用する各種様式等につきましては、現在作成を進めております。ご意見のとおり、各種様式等につきましては、現在使用されている神奈川県の様式等だけでなく、他の保健所設置市等の様式等も参考にして、わかりやすく、記載しやすい様式等になるよう努めてまいります。

■ 3. その他の個別条例等に関する意見（1件）

（ご意見10）

学校給食においては特に食品衛生に注意する様、条例を設定し、制度化する事が重要だと思います。

（市の考え方）

学校給食における衛生管理につきましては、学校給食法第9条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」として定めております。本市では、同基準に照らした適切な衛生管理を実施しておりますので、本市独自の条例等を制定する予定はございません。

■ 4. 保健所政令市に移行する意義等に関する意見（5件）

（ご意見11）

「保健所政令市移行」にあたって、まず「保健所政令市移行」を何故しなければならないのか、する必要があるのかを充分冷静に考え、「保健所政令市移行」におけるメリット・デメリット・問題点を検討しそれを解決する方法を良く考え「市民サービスの向上」に結び付けなくてはならないと思います。

（ご意見12）

「市民サービスの向上」につながる様にして行かなくてはならないと思います。

（ご意見13）

保健所政令市移行をこのまますすめてよいのでしょうか。

（ご意見14）

この先、どういうメリットがあるか、私は説明されたものを読んだことがない。従って茅ヶ崎市が政令市でないため困っていることも説明し、それを市で独自でやれるようになれば市民に喜ばれるようになると説明してほしい。

（ご意見15）

政令市でなくても職員の努力や工夫によってやりたい事は出来ると思う。

(市の考え方)

保健所政令市に移行する意義につきましては、これまで記者発表や市民説明会、市民の集い（市民集会）、広報紙、市ホームページ等を活用し、本市の考え方をご説明してまいりました。

平成26年10月に策定した「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画」では、保健所政令市に移行する意義として、次の4点を挙げております。

- (1) 保健所と保健センターの一体化による総合的な保健サービスの提供
- (2) 迅速・的確な健康危機管理体制の構築
- (3) 総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進
- (4) 自主的・自立的な市政の推進

一点目の意義（メリット）は、本市が保健所を設置する際に、保健所と保健センターの機能を一体化し、同じ庁舎の中で業務を行うことにより、総合的な保健サービスを提供する体制が整備されることです。

具体的な例を挙げますと、保健センターで実施する乳幼児の健康診査などを通じて把握した養育上の課題を抱える家庭をその場ですぐに保健所につなげることが可能になることから、早い段階で専門的な見地からの支援を得られ、より適切なサービス利用につながりやすくなる効果が期待できます。

二点目の意義（メリット）は、迅速・的確な健康危機管理体制の構築が可能となることです。

保健所政令市への移行により、食の安全や感染症などの健康危機等に関する重要な情報が、これまでのように神奈川県を経由することなく、国から直接入手できるものが多くなり、情報の伝達ラインが非常にシンプルになる効果があります。

また、保健所の職員が現場で得た健康危機等に関する情報も、保健所長を通じて市長に直接報告されるようになるため、情報の伝達が速くなり、初動体制の整備と地域のみなさまへの周知に迅速かつ的確に対応することが可能になります。

三点目の意義（メリット）は、総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進が可能になることです。

保健所政令市へ移行し、住民に一番身近な基礎自治体である本市が保健所業務を担い、これまで県と市が分担して担ってきた保健サービスを一体的に実施することにより、市民のライフステージに応じた切れ目のないサービスを総合的に提供していくことは、市民の健康づくりを一元的・包括的に推進し、だれもがいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進める上で大きな意義を持ちます。

また、本市の総合計画や様々な個別計画との整合を図ることが容易になり、地域保健・公衆衛生に関する施策を総合的に推進することができるようになります。

なお、これまで神奈川県と本市が分担して担ってきた業務のうち、関連性が高い業務につきましては、保健所政令市へ移行する際に一体化することにより、できる限り業務の効率化・合理化を図ってまいります。

一例を挙げますと、動物関係の業務を所管している環境部の一部組織を、市保健所の組織へ移行させ、これまで県と市が分担して担ってきた動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法等にかかる業務を統合する予定です。

このように、効率的かつ効果的なサービス提供体制の整備と、相談窓口の一本化を実現することにより、市民サービスの改善・向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に四点目の意義（メリット）は、保健所政令市への移行により、これまで様々な分野で進められてきた県から市への権限移譲の取り組みを大きく前進させ、地域の住民の意思に基づき、地域の実情に応じたより自主的・自立的な自治体経営を行うことが可能となることです。

また、これら4つの意義（メリット）に加え、住民にとって最も身近な基礎自治体である本市が保健所を設置し、日頃から市民のみなさまと顔の見える関係を築いている市職員がその業務を担うことにより、これまで以上に市民の皆さまに近いところできめ細かな業務が行えるようになるため、地域との結びつきもさらに強固となり、現在の体制以上の効果が得られるようになるものと考えております。

■ 5. 保健所政令市の業務等に関する意見（3件）

（ご意見16）

人口25万弱の市で茅ヶ崎独自の条例適用で恩恵のある事業、業種がどれだけあるのか。

（市の考え方）

保健所政令市は、地域保健法の定めるところにより、各種統計、食品衛生、環境衛生、医事及び薬事、精神保健、感染症等の予防等に関する事業のほか、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業を実施することとされており、本市の保健所政令市への移行に伴い神奈川県から移譲される権限につきましては、国の法令等の規定により移譲されるものが多くを占めております。

権限移譲事務につきましては、現時点で76の法令等に基づく1,800近い事務が、神奈川県から移譲されるものと見込んでおり、これらの権限移譲事務に関連する業種等は、このたびのパブリックコメントでご意見を募集した18の条例等に関係するものだけでも、病院、診療所、小規模特定給食施設、公衆浴場、旅館業、興行場、理容所、美容所、クリーニング所、化製場等、浄化槽保守点検業、食品等事業者、コインランドリー営業、貸おしぼり業等、非常に多岐に渡っております。

本市は、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所がこれまで培ってきたこれら関係業種等とのネットワークを継承・発展させ、所管区域の地域保健・公衆衛生をさらに向上させることができるよう取り組んでまいります。

（ご意見17）

茅ヶ崎保健福祉事務所で開催している福祉事業や医療等はどうか。

(市の考え方)

神奈川県が茅ヶ崎保健福祉事務所で実施している寒川町を所管する福祉事務所業務につきましては、神奈川県が引き続き実施する方向性であると同っております。

また、ご質問をいただきました茅ヶ崎保健福祉事務所で実施している「医療等」には、重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業、障害児者等歯科保健事業、H I V抗体検査、B型・C型肝炎ウイルス検査等がございますが、市保健所におきましても継続して実施する予定です。

(ご意見18)

高齢化社会が進み、高齢者が増えてくると高齢者の健康寿命を伸ばす事が重要になり、そのためには日頃の健康と高齢者の主治医との連携を密にし、高齢者が重症にならない様、保健所政令市として行って行く事が重要だと思います。

(市の考え方)

本市では、診療所と病院が連携することにより、急性期の治療から病状が安定してきた回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で必要な医療が提供される地域完結型医療を推進しています。

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域で、質の高いサービスを受け、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指しており、その中核となる在宅医療の推進に取り組んでいます。

また、ご意見をいただきました健康寿命を延伸するための取組につきましては、本市では、健康診査の受診券を対象者全員に個別送付して受診を勧奨するとともに、転倒予防教室や60歳からのフィットネス教室等の運動や認知機能の向上等を目的とした事業を実施するなど、長寿社会を元気に暮らすための様々な取組を進めております。さらに、日常的な健康管理などの相談ができるかかりつけ医・歯科医・薬局を持つことを推奨しており、広報紙、市ホームページ、FM広報番組等を活用した普及及び啓発に努めているところです。

なお、神奈川県は茅ヶ崎・寒川地区での取組として、地域の病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護協会、栄養士会（にんじんの会）等のご協力をいただき茅ヶ崎寒川地区糖尿病地域連携クリティカルパス協議会を設置し、糖尿病に係る地域医療連携に取り組んでおります。保健所政令市への移行後につきましても、市保健所が同会議の取組を継続できるよう、神奈川県等との調整を進めております。

■ 6. 保健所政令市移行に伴う運営体制に関する意見（2件）

(ご意見19)

「保健所政令市移行」のための体制作りを充分行わなくてはならないと思います。

(ご意見20)

政令市になれば従来の職務内容が一段上の見識が必要となる。しかも分野が分かればそれ相当の職員（県ではそれぞれに係があるはず）を配置しなければならない。

(市の考え方)

保健所政令市移行にあたっては、神奈川県からの移譲対象業務を円滑に引継ぎ、県のサービス水準を継続できる運営体制を確保してまいります。

職員体制につきましては、現在の神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の職員数を基本とし、神奈川県の本課で行っている業務に相当する業務、市の既存業務のうち市保健所に移管・統合する保健センター業務及び環境部の動物愛護事業等の業務に必要な職員数を見込んだものとする予定です。

また、ご意見のとおり、神奈川県から権限を移譲される保健所業務につきましては、専門的な知識や技術、経験等が必要な分野が多いため、医師をはじめとする様々な専門職を配置する必要があり、専門性の高い人材の確保及び育成は、市民の皆さまに保健所をさらに身近に感じ、信頼していただくための最も重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、平成27年度より獣医師、薬剤師等の採用を行うとともに、保健所業務を実地で学び、本市の保健所運営にその知識と経験を活用するため、神奈川県の協力により、茅ヶ崎保健福祉事務所等への長期派遣研修を開始しており、28年度につきましても、獣医師、薬剤師、保健師のほか、精神保健福祉士等の採用を行い、同様に研修派遣を実施し、本市職員の育成に計画的に取り組んでおります。

なお、保健所政令市への移行後につきましても、5年間程度、神奈川県職員の派遣等の人的支援を受けることができるよう神奈川県との調整を進めております。

■ 7. 施設の活用等に関する意見（1件）

(ご意見21)

保健所の場所として、県衛生研究所跡と聞いていたのに梅田小学校の隣の古い建物になったと聞いています。何故なのですか。駅・市役所に近くにあるのは良いのですが、あまりに古い建物ではまずいのでしょうか？

建替予定はないのでしょうか？再考すべきでは？

(市の考え方)

平成29年4月に保健所政令市へ移行する際に市保健所を設置する場所につきましては、神奈川県の施設である現在の茅ヶ崎保健福祉事務所の庁舎を借りて活用し業務を行うことで神奈川県と合意しております。

本市と神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所は、現在も様々な面で緊密に連携しながら業務を行っており、その関係性は市保健所となっても変わるものではありません。

そのため、市役所周辺の行政拠点地区から離れた場所に保健所を設置した場合、本市の地域保健行政との連携に少なからず影響を生じるのみならず、茅ヶ崎駅周辺の中心市街地から離れることになり、市民の皆さまの利便を損ない、ご不便をお掛けすることにもなると考え、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の庁舎を活用し市保健所を設置することといたしました。

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の庁舎は、現時点で築45年が経過しておりますが、本市が当分の間保健所庁舎として使用できるよう、神奈川県が必要な修繕等を施すことで合意しており、26年度には空調設備の改修、27年度には屋上防水工事の設計を行い、28年度には同工事の施工が予定されております。

なお、現時点では本市における保健所施設の具体的な建設計画はありませんが、当面、庁舎を借りて活用していく中で、利用者である市民のみなさまのご意見を伺いながら、施設の課題の整理を行うとともに、中長期的視野に立ち、使い勝手がよく市民の皆さまに身近に感じていただける保健所施設のあり方について検討してまいりたいと考えております。

■ 8. パブリックコメントに関する意見（2件）

（ご意見22）

当パブコメの説明会（意見募集）は実施しないのですか。（当市議会で（市）行政より実施する旨の回答もあったと思いますが。）

（市の考え方）

このたびのパブリックコメントの実施にあたり、平成28年5月22日（日）及び24日（火）に「保健所政令市移行準備説明会～保健所政令市移行に向けた 条例・規則等の整備について～」と題する市民説明会を開催し計30名のご参加をいただきました。限られた回数ではございましたが、開催日時を平日昼間と休日に分散させることにより、市民の皆さまが参加しやすいように配慮いたしました。

（ご意見23）

パブコメの資料等について概略版（コンパクトにしたもの）作成する旨を市長から回答があったと聞きます。前実施（H28.4）のパブコメも途中から作成し配布したと聞きます。今回は、作成し配布しないのですか。

（市の考え方）

このパブリックコメントの対象とした各条例等（素案）の考え方につきましては、各条例等（素案）につき1頁程度にまとめたため、概略版の作成は行いませんでした。

また、前述した市民説明会での配付資料につきましては市公式ホームページへの掲載は行っておりますが、パブリックコメントの際に「保健所政令市移行に向けて整備

する条例等の考え方（素案）」以外の資料があると、対象となる資料が分かりにくくなる恐れがあったため、資料としての添付は行いませんでした。

■ 9. その他の意見（1件）

その他1件の意見をいただきました。